シェアリングエコノミーの課題と発展

2021/10/12

AT8150　つる

[年]

目次

[概要 1](#_Toc53534682)

[目的 1](#_Toc53534683)

[内容 1](#_Toc53534684)

[参考文献 3](#_Toc53534685)

[進捗状況 3](#_Toc53534686)

[今後の方針 4](#_Toc53534687)

# 概要

現代はインターネットが普及している。それを利用してシェアリングエコノミーはビジネスとして発展している。しかし、新しく生まれたビジネスなので課題も多く存在している。したがって、さらなる発展には課題と向き合っていく必要がある。

# 目的

　シェアリングエコノミーのもつ課題を明確にする。

# 内容

　シェアリングエコノミーとは、インターネットを介して個人と個人の間で使っていないモノを貸し借りするサービスのことである。これは、価値のなかったモノに価値を見いだすことが可能な、画期的なビジネスだ。日本ではシェアリングエコノミーを推進する組織としてシェアリングエコノミー協会がある。シェアリングを日本刑事の発展につなげられるように法的な整備や環境を整える活動をしている。シェアリングエコノミー協会によると、シェアリングエコノミーは様々な課題の解決手段として用いることが可能であると述べられている。具体的には、雇用創出、男女共同参画、社会福祉、公共交通、災害対策などの課題解決を目的とする。そのためにモノのシェア（フリマ・レンタルサービス）、空間のシェア（ホームシェア・農地・駐車場・会議室）、移動のシェア（カーシェア・ライドシェア）、お金のシェア（クラウドファンディング）、スキルのシェアが行われている。

　シェアリングエコノミーの現状について述べる。2019年に行われた意識調査での認知度は、47．5％の人が知っていると回答した。しかし、知っている人の中での利用経験者は15．4％と知られている割に使用されていないのが現状である。その利用経験者を年代別で見ると、20代、30代の若年層が6割を占めている。さらに、環境省が行った平成28年度循環型社会アンケート調査では、物の所有を控えようとしている人が半数を占めており、所有を控えている理由として若い世代では「所有しなくてもレンタルやシェアで代替できる」や、「物を買うよりもレンタルやシェアの方が安いから」という意見が挙げられている。[2][9]

　シェアリングエコノミーの現在の役割は、主に4つある。遊休資産の活用、地域社会の活性化、環境に優しいこと、さらに企業もメリットを享受できることである。

(1)遊休資産

遊休資産とは、ある人にとって元々価値のなかったモノを指す。それを活用する、すなわち今あるものに新しい価値を見いだし、それを商品にすることでモノを有効に使うことが可能になる。高齢化と人口減少が続く日本では効率的な経済活動を行うための手段となり得る。

(2)地域社会の活性化

人口減少している地方での問題解決策として、シェアリングエコノミーが使われている。具体的には就業機会の創出や、地域の足の確保、子育てなど女性活躍支援といったことに、シェアリングエコノミーが使われている。実際に地方では、公共機関やタクシー業界が撤退してしまった地域に住む高齢者の移動手段としてライドシェアが導入検討されているなど、長期的な視点からも非常な有用な方法として活用できることが見込まれる。

(3)環境に優しい

モノを共有することで利用効率を高めることが可能なので、廃棄物を減らすことができる。さらに、移動手段や空間の共有によるCO2排出量の軽減が期待される。過剰な消費と使い捨ての現代において必要なサービスである。[7]

(4)企業にもメリット

　シェアリングエコノミーを行うことによって企業もメリットが享受できるということである。具体的な例を挙げると、携帯を充電できるブースを店舗に置くことによって集客効果を期待することができるといった、経済圏の創出をする事が可能である。

シェアリングエコノミーには、課題が3つある。

(1)情報の非対称性問題

情報の非対称性とは、サービス提供者と消費者がもつ情報が異なってしまうことである。これは、消費者がサービスを選択する際の信頼と動機付けに関わることなので、シェアリングビジネスを行うにあたって、相互に評価できる制度や、公的機関による是正が求められる。[5][6]

(2)不完全な法的整備

サービス提供者は,企業と結びついてシェアリングビジネスを行うので、実態は労働者である。しかし、実際には個人事業主と扱われてしまう。したがって、各種法的保護が受けられない可能性が高くなってしまう。なぜなら、日本の法律では労働者に時間的、場所的拘束性が求められるからである。[4]

(3)相手を信頼する難しさ

シェアリングのサービスを利用する上では、取引相手が期待を裏切るというリスクがあることを把握しなければならない。情報の非対称性問題にもつながることであるが、インターネット上で取引を行うので、相手がどのような人物か明確にすることが困難であることが原因である。[8]

スキルのシェアでは、相手が威圧的で自身の要望が通らない、期日が守られるとは限らないなど感情の行き違いが主である。モノ・空間のシェアでは、届いたモノが偽物であったり、借りた場所がサイトの写真と異なっていたり、中には民泊を予約したにもかかわらず、受け渡し場所に鍵がなかったなど重い問題もある。さらに、利用者のみでなく、貸した側でもモノが壊されるなどのトラブルがある。これらは先ほど述べた通り、ネット上の情報のみで双方が相手を判断しなければならないというシェアリングエコノミーのもつリスクが引き起こしている問題である。[3]

この課題に向けて、シェアリングエコノミー協会では認証制度を設けて、相談窓口の設置などの項目を達成した業者に認証マークを付けるなどして、消費者がサービスを利用する際の1つの判断材料ができるなど、課題の解決に向けて動いている。

　筆者は、シェアリングエコノミーがもつ有用性を最大限活かして今後の日本で成長するために、多く残る課題を解決していくことで。より便利な生活を実現することができると考える。

# 参考文献

[1]一般社団法人シェアリングエコノミー協会. <https://sharing-economy.jp/ja/>　（閲覧日2021年10月12日）

[2]国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2019,PWC, <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/sharing-economy1907.html>　（閲覧日2021年10月21日）

[3] シェアリングトラブル多発、納期遅れもやもや、サイト写真と相違、言葉が威圧的ー相手も個人、信頼関係どう築く（生活）, 日本経済新聞, 2020-01, 夕刊, pp. 5.

[4] 川上資人,シェアリングエコノミーに関する法的課題(諸外国におけるシェアリングエコノミー）,Business labor trend, 2017

[5] 中川正悦郎,シェアリングエコノミーに対する消費者の知覚リスク・知覚ベネフィットが態度と利用意図に及ぼす影：民泊サービスを対象として, 亜細亜大学経営論集53(2), 2018.

[6] 柴田怜,シェアリングサービスの普及に伴う経済圏の創出と諸課題,聖学院大学論叢, 2020-03, pp57-71.

[7] 野田哲夫,田中哲也,王皓,泉洋一,角南英郎,野澤功平,地方におけるシェアリングエコノミー政策の展開と課題,経済科学論集45, 2019－03, pp.1-29.

[8] 酒井理, 日本におけるシェアリングビジネスの課題, 法政大学キャリアデザイン学部紀要, 2015-03, pp.117-132

[9] 環境白書,第3章　地域循環強制権を支えるライフスタイルへの転換,環境省, <http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>　（閲覧日2021年10月12日）

# 進捗状況

　シェアリングエコノミーの現状と課題の双方に内容を付け加えた。その課題の具体的な例を調べた。

# 今後の方針

　シェアリングエコノミーの課題が他にもないか調べる。